下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設に係る指定管理候補者を 選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、令和2年第4回下 関市議会定例会での議決を経た後に、下関市長が指定することになります。

記

1 選定の概要

- (1) 施設の概要
 - ア)名 称 下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設
 - イ)所在地 下関市豊田町大字八道11092番地2
 - ウ) 施設内容 木造平屋建(延床面積65.42 m²)
- (2) 指定期間

令和3年4月1日~令和8年3月31日

- (3) 指定管理候補者の概要
 - ア) 名 称 静食品株式会社
 - イ) 所在地 下関市椋野町三丁目13番18号
 - ウ) 主な業務内容
 - ① 食肉の販売及び輸出入業務
 - ② 食肉加工品の製造、販売及び輸出入業務
 - ③ 食料品・物品の製造、加工、販売及び輸出入業務
 - ④ 飲食店の経営並びにコンサルタント業務
 - ⑤ 不動産の売買、保有、賃貸借及び管理業務
 - ⑥ 総合リース業
 - (7) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

2 選定までの経緯

令和2年 7月31日 公募により応募団体を募集開始

令和2年 8月18日 現地説明会の実施

令和2年 8月18日 申込受付の開始

令和2年 8月31日 申込受付の終了

令和2年10月 6日 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市北部中山間

地域ジビエ有効活用拠点施設) を開催し、下関市長

に意見を提出

令和2年10月29日 下関市が指定管理候補者を選定

(1) 応募資格

次の(ア)から(ウ)までのいずれの要件も満たす法人その他の団体(以下「団体」という。)とし、個人での応募は受け付けません。

- (ア) 市内に事業所、営業所等を有しているか、又は申込時までに設置している こと。(共同事業体の場合には、代表団体が本要件を満たしていること。)
- (イ) 当該施設の管理運営業務を確実に実施できる能力を有する団体であること。
- (ウ) 次のいずれの要件にも該当する団体であること。
 - ① 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
 - ② 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中でないこと。
 - ③ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取り消しを受けていないこと。
 - ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
 - ⑤ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
 - ⑥ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること)。
 - ⑦ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。
 - ⑧ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前述①~⑦の条件を満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。

(2) 応募状況

説明会参加団体数 1団体(静食品株式会社) 申込書提出団体数 1団体(静食品株式会社)

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会(下関市北部中山間地域ジビエ有効活

用拠点施設)を開催し、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議し、応募団体についての意見を下関市長に提出しました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、応募団体を指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設) の委員(5人)

【学識経験者】 山本 弘昭(山口県農業協同組合 下関統括本部)

【財務に関する有識者】 阪本 和幸(中小企業診断士)

【利用に関する有識者】 橋村 健治(山口県豊菊地区猟友会)

【市職員】 中野 浩二 (下関市農林水産振興部次長) …委員長

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点の採点とし、委員5人の平均点で評価を行い、最低制限基準は 当該平均点で60点とした。

※審査項目等については別紙1のとおり

6 選定委員会の審査結果

(1) 静食品株式会社

	最低制限 基準	平均点(委員1~委員5の平均)						満点
			委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	何尽
	60	67.84	67.00	61.80	67.40	63.40	79.60	100

(2) 選定委員会での主な意見

- (ア) 自主事業について
- (イ) 衛生管理について
- (ウ) 財務状況について

(3) 議事概要録

別紙2のとおり

7 選定結果

下関市は、選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、静食品株式会社を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容 別紙3「提案概要」のとおり

(2) 選定の主な理由

選定委員会における評価で最低制限基準を満たしており、また下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号に定める選定の基準を満たしていることから、指定管理候補者として適当であると認められるため。

8 提案額(指定管理料)

5年間の平均額 5,880千円

5年間の合計額 29,400千円

※消費税10%で積算